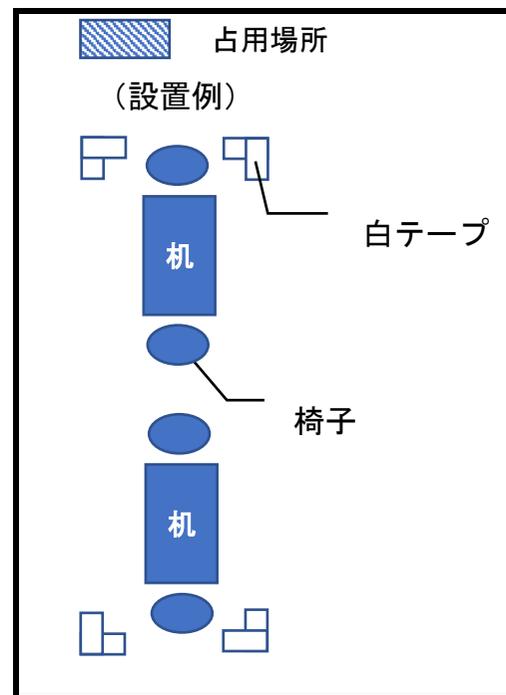
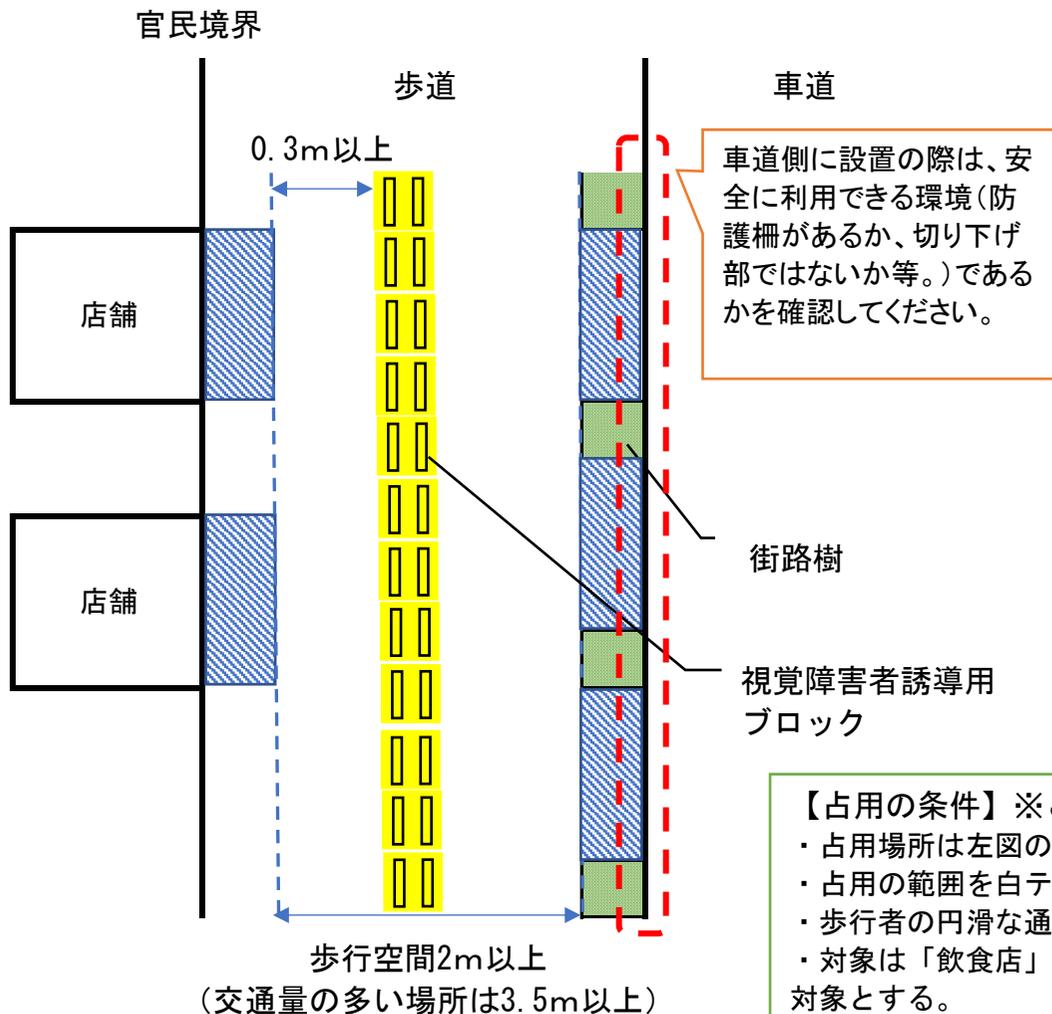


# 設置例



- 【交通量の多い場所の例】**
- ・ JR・京成各駅の駅前広場
  - ・ 千葉駅富士見線（千葉駅前大通り）
  - ・ 中瀬幕張町線（国際大通り）

- 【占用の条件】** ※この条件の他、占用の一般的な条件があります。
- ・ 占有場所は左図の条件を満たす歩道上とする。
  - ・ 占有の範囲を白テープで明示すること。
  - ・ 歩行者の円滑な通行を確保するよう配慮すること。
  - ・ 対象は「飲食店」のほか、「3密」を回避するため「物品を店の外で販売する店舗」も対象とする。
  - ・ 設置できる物件は「食事するための施設（机・椅子）」「テイクアウト商品を並べる机等」のみとする。
  - ・ 利用時間は、営業時間のみとする。営業時間外は設置物件を店内等に片づけ、路上に放置しないこと。占有主体者は、個別店舗で違反が無いよう、十分管理すること。
  - ・ 占有場所について清掃等の日常管理をするとともに、占有区域以外の道路維持管理への協力（清掃や除草等）を行うこと。
  - ・ 占有物件設置の際は、「3つの密を避けるため、令和4年9月30日までの緊急措置」であることを占有物件に表示すること。（別紙参照）

## 新型コロナウイルス感染症対策

「3つの密」を回避するための  
路上利用です。

利用期間：令和 年 月 日まで